

5. 共立女子大学・共立女子短期大学給付奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は本大学院・大学・短期大学に在籍する学生で、学業成績・人物ともに優れ、勉学意欲があるにもかかわらず、家計が急変するなど修学が困難になった学生を支援する給付奨学金（以下「奨学金」という）について必要事項を定める。

(資格)

第2条 本学大学院・大学・短期大学に在籍（大学院学則第8章・大学学則第9章・短期大学学則第10章に該当する学生を除く）し、次のいずれかに該当する学生を対象とする。ただし、他の給付奨学金との併用は認めない。

- (1) 家計支持者の死亡・失職・廃業・大幅な収入減等の家計事情の急変により修学が困難になった学生
- (2) 家計支持者が火災・風水害等の災害により修学が困難になった学生

(給付額および期間)

第3条 奨学金は、当該年度の学費（授業料・施設設備維持費・実験実習料）の半額相当分もしくは状況に応じて全額相当分を上限金額として給付するものとし、学費に充当する。

2. 奨学金を給付する期間は、当該年度限りとする。ただし、最短修業年限に限り次年度以降も再出願することができる。

(奨学生数)

第4条 年間の採用数は特に定めない。

(申請)

第5条 所定の申請書に家計が急変したことを証明できる書類を添付し、学生課に提出する。なお、申請の受付は随時とする。

(選定および決定)

第6条 学生課は申請書を取りまとめ学生委員会に提示し、学長は学生委員会の議を経てこれを決定する。

2. 学生課は奨学生の採用の可否を本人に通知する。

(奨学金の取消しおよび返還)

第7条 当該学生が学則によって懲戒処分をうけたとき、あるいは休学・退学等学籍に異動があったときは、学長に報告のうえ奨学金の取り消しまたは返還を求めることができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は常務理事会の承認を得るものとする。

付 則 この規程は平成18年12月1日から施行する。

付 則 この規程は平成22年4月1日から施行する。

付 則 この規程は平成23年3月29日から施行する。

付 則 この規程は平成25年4月1日から施行する。